

## 引っ越しをした方は 住民票の異動を

市民課 ☎ 66・1109

住民票は、国民健康保険や子ども手当などの各種行政サービスの基礎となるものです。正しく手続きをしないと、さまざまな行政サービスが受けられない場合があります。行政サービスを確実に受けられるようにするため、引っ越しをした場合は14日以内に住民登録の届出をしてください。また、転出届出後、新住所で転入届をしていない方や、住民票が抹消されたままの方は、新たな住所地で正しい住民登録が必要となります。

## 土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

税務収納課 ☎ 66・1114

**縦覧期間** 4月1日(金)～5月31日(火) 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日を除く)  
**縦覧場所** 税務収納課(本館1階)  
**縦覧できる人**

○土地・家屋の固定資産税納税者および同居の親族

○納税管理人

※代理の場合は委任状が必要。法人の場合は代表者印縦覧に必要なもの 本人確認できるもの(運転免許証、住基カード、パスポートなど)

## 公共下水道 供用開始区域の縦覧

下水道課 ☎ 66・1140

次の区域は3月31日から下水道が利用できます。関係図書の縦覧

【単独公共下水道】

三谷町三舗・惣作・東三丁目・前田・弥生一丁目、豊岡町池田・梶田・川縁り・国府地川・下長根・殿門・五井町下長根、形原町川原・北戸甫井・下市・下川原・西根崎・南新田、西浦町愛宕下・大谷ヶ入・北馬場・細田・南馬場・宮新田の各一部

【流域関連公共下水道】

大塚町蔵屋敷 仲野・広畑・平原・丸山・南向山の各一部

**縦覧期間** 3月17日(木)～31日(木) 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

**縦覧場所** 下水道課(本館2階)

## 3月1日～7日 春の火災予防運動

消防本部予防課 ☎ 68・0937

「消したかな」あなたを守る  
合言葉

火災はちょっとした気のゆるみ、不注意から発生します。火の取り扱いには十分注意をし、火災の発生を未然に防ぎましょう。

★住宅用火災警報器の設置

すべての住宅への火災警報器設置が義務化されています。市内の設置率は約60%です。まだ取り付けていない方は早めに設置をし、火災による被害を最小限にとどめましょう。

なお、悪質な訪問販売にご注意ください。

★老朽化した消火器に注意!

容器が腐食しているような消火器を使用すると破裂の危険がありますので、早めの交換をお勧めします。特に屋外に設置されている消火器は耐用年数内でも腐食することがありますので注意が必要です。

詳しくは、消防本部予防課へお問い合わせください。

## 救急医療情報キットを無償で配布します

消防本部総務課 ☎ 68・0935

ひとり暮らしや家族のいないときに急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことまではできたとしても、その人がどんな病歴、持病、血液型、どんな薬を飲んでいるか、緊急連絡先などの情報を救急隊員に確実に伝えることができれば安心ですね。その役割を果たすのが「**救急医療情報キット**」です。

### 一家に一つ、冷蔵庫に救急医療情報キットを!

昔は、どこにひとり暮らしのお年寄りがあるかなどは地域の人が皆知っていましたが、今は近所づきあいも薄れ、また、個人情報保護の立場から行政でも個人情報をなかなか集められないという問題があります。

そこで、どこの家庭にもある冷蔵庫に「救急医療情報キット」を入れておいて、救急隊員は冷蔵庫を必ず確認することにすれば、すぐにその人の情報を把握することができます。

#### ◆対象

市内に在住の方のうち、次に該当する方(希望者)に1世帯1つ無償で配布します。

①65歳以上の方 ②障がいのある方 ③健康に不安のある方 など

#### ◆配布

3月1日(火)から、市役所および東・形原・西浦出張所の窓口で申請書と引き換えに配布します。

(※申請書は今月号と同封してあります)

